

## 武蔵村山市マンション管理適正化支援法人の登録に関する審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建築物の区分所有者等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）により改正された、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項に基づくマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項に規定する審査基準を定めるものとする。

(審査基準)

第2条 武蔵村山市長は、支援法人の指定に係る本市の方針が定められるまでの間、支援法人の指定を行わないこととする。

附 則

この審査基準は、令和7年11月28日から施行する。